

# 【障害】武藏野市福祉サービス提供事業所等 物価高騰対応臨時支援金のご案内

物価の高騰、人件費の上昇への影響（「物価高騰」という。）を受けながらも、障害福祉サービスの安定的な供給を継続している事業所や施設に対し、物価高騰による障害福祉サービスの提供に対する影響の軽減を図るとともに、市民が安心してサービスを利用できるよう臨時支援金を支給します。

➤ **障害者（児）施設** 障害者総合支援法等に基づき、令和7年度中に武藏野市内で事業を営んでいる事業所等のうち、次のサービス種別

## 対象サービス及び支給金額（障害者（児）施設）

事業所種別	主な対象施設事業所	対象経費	支給単価
入所系事業所	施設入所支援 共同生活援助 短期入所		定員1人当たり 2,000円 (1か月分)
通所系事業所	生活介護 自立訓練（機能訓練、生活訓練） 就労移行支援、就労定着支援 就労継続支援（A型、B型） 就労選択支援 児童発達支援、放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	利用者が利用する消耗品費及び福祉サービスの提供に係る人件費	1施設当たり 40,000円 (1か月分)
訪問系事業所	居宅介護、重度訪問介護 同行援護、行動援護 自立生活援助 計画相談支援、障害児相談支援 地域移行支援、地域定着支援		1施設当たり 20,000円 (1か月分)

※通所系事業所及び訪問系事業所の事業所種別において、同一の建物内で同一事業所種別に区分されるサービスを複数提供している場合（事業所番号が同一でないものを含む。また、事業所が障害者施設、高齢者施設のいずれも運営している場合も同様）、1つのサービスを提供している事業所とみなします。

※社会福祉法人が申請する場合は、社会福祉法人助成申請書のご提出が必要になります。

※年度終了後に、支援金支給事業実績報告書の提出が必要となります。

### 問い合わせ 申請先

〒180-8777武藏野市緑町2-2-28  
武藏野市健康福祉部障害者福祉課  
TEL 0422-60-1904

申請は市HPをご覧ください。  
右の二次元コードからご確認  
いただけます。



# 申請方法

下記(1)～(3)の手順で申請ください。

(1) 申請書等のダウンロード

市HPから申請書等をダウンロードしてください。

(2) 支給申請書等の作成

ア 申請書兼請求書（第1号様式）

イ 申請内訳明細書（第1号様式別記）

ウ 誓約書兼振込依頼書（第2号様式）

エ その他市長が必要と認める書類（別途お願いする場合があります）

※支援金の支給対象は事業所です。支給申請は、法人単位でとりまとめて行ってください。

ただし、同一法人において、障害福祉サービスの事業所等の他に、介護サービス等の事業所を運営している場合には、介護サービス分は別申請となります。なお、障害福祉サービス、介護サービスの双方とも同一の建物内で同一事業所種別の場合については、一つのサービスを提供している事業所とみなし、一方のみ支給対象とします。その場合は、介護サービス側で申請してください。

(3) 申請書等の提出

郵送又は持参により、以下担当窓口に提出してください。

## 担当窓口

▶ 郵送の場合

〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28

武蔵野市役所 健康福祉部 障害者福祉課 管理係

※封筒のおもてに、「支援金申請書在中」と記入してください。

▶ 持参の場合

武蔵野市役所本庁舎 南棟1階14番窓口（障害者福祉課）

※申請書の内容に不備等があった場合には、個別にご連絡を差し上げたうえ、修正等の対応を行っていただきます。

## 締切日

### 令和8年2月27日（金）午後5時（必着）

※郵送にて提出する場合、消印有効ではありませんので、ご注意ください。

※締切日を過ぎてからの申請は一切受理できませんので、あらかじめご承知おきください。

※締切日直前になりますと、申請が集中し、審査・処理に時間がかかる場合がありますので、早期の申請にご協力をお願いいたします。

## 支給決定について

申請書の審査によって支給が決定した場合は「武蔵野市福祉サービス提供事業所等物価高騰対応臨時支援金支給決定通知書」を、不支給の場合は「武蔵野市福祉サービス提供事業所等物価高騰対応臨時支援金不支給決定通知書」を送付します。支給決定通知の送付後、10日程度で指定の口座に支援金を振り込みます。

問い合わせ  
申請先

〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28

武蔵野市健康福祉部障害者福祉課

TEL 0422-60-1904